

# 金融円滑化管理方針

福岡県医師信用組合

当組合は、お客様への円滑な資金供給を金融機関の最も重要な役割の一つであると認識し、関係法令等に従い、以下のとおり「金融円滑化管理方針」を定め、役職員一同がこの方針に沿って行動することにより、その実現に向けて真摯に取り組んで参ります。

当組合は、金融円滑化にかかる基本方針を以下のとおりとし、役職員に周知徹底いたします。

1. 理事長は、当組合の金融円滑化管理態勢を統括して、金融円滑化管理についての基本的事項及び必要事項を組合内に周知します。
2. 理事会は、金融円滑化管理態勢の構築・推進のための金融円滑化管理方針を定め、これに基づき、適切な金融円滑化管理態勢を構築します。
3. 金融円滑化管理担当理事は、理事会の議決に基づき、金融円滑化管理責任者に対する指揮・命令を通じて、金融円滑化管理態勢の整備等にあたります。
4. 金融円滑化管理責任者は、金融円滑化管理態勢の推進等に責任を有し、これに必要な規定等の整備を行い、関係各法令等と併せてその周知徹底を行います。  
また、管理態勢上の問題点等については、適切に金融円滑化管理担当理事に報告し法令に基づく金融円滑化の状況に関する説明・報告書類の開示・管理を行います。
5. お客様から返済条件の変更等に関するお申し込みがあった場合、お客様ごとの様々な状況を勘案し、できる限り柔軟に必要な措置をとるよう努めます。
6. 過去に返済条件の変更等を行ったことのみを以て、そのお客様からの新規融資申込等について不利な取扱をすることなく、通常の融資申込と同様に適切な審査を行います。
7. お客様からの与信取引に関するお問い合わせ、ご相談、ご要望等には、真摯な姿勢で適切に対応し、十分な説明をいたします。また、お客様からの返済条件の変更等の申し出に対して、やむを得ずお断りする場合でもお客様のご理解とご納得を得られるよう、法令等に基づいた適切な説明を行うよう努めます。
8. 関係法令等が示す方法により金融円滑化を進める際に、他金融機関・政府系金融機関・信用保証協会・企業再生支援機構・住宅金融支援機構等が関係している場合には、当該者と緊密な連携を図り、その手続きに適切に協力・対応いたします。
9. 他金融機関から借入を行っているお客様からの返済条件の変更等のお申込等については、お客様からの同意をいただいた上で、お客様のご要望に基づき、守秘義務に留意しつつ他金融機関等や政府関係金融機関等の関係者間で相互に貸し付け条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携強化に努めます。
10. 返済条件の変更等を行ったお客様について、経営改善努力やその進捗状況の問題点等についてのモニタリングや相談を行うなど、経営改善支援に適切に取り組めます。また、役職員は適正にこれを行うための能力向上に努めます。

以上につき、ご不明な点がございましたら、当組合の次の問い合わせ窓口までご連絡下さい。

お問い合わせ窓口

福岡県医師信用組合 総務グループ 電話 092-431-4964 e-mail [fukuisin@ruby.ocn.ne.jp](mailto:fukuisin@ruby.ocn.ne.jp)